

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	東海財務局長	
【提出日】	平成29年4月28日	
【会社名】	アップルインターナショナル株式会社	
【英訳名】	APPLE INTERNATIONAL CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 久保 和喜	
【本店の所在の場所】	三重県四日市市日永二丁目3番3号	
【電話番号】	059(347)3515	
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 清水 茂記	
【最寄りの連絡場所】	三重県四日市市日永2丁目3番3号	
【電話番号】	059(347)3515	
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 清水 茂記	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	401,580,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,380,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成29年4月28日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,380,000株	401,580,000	200,790,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,380,000株	401,580,000	200,790,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金金額は200,790,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
291	145.5	100株	平成29年5月31日(水)		平成29年5月31日(水)

(注) 1. 全株式を第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 払込期日までに割当先との間で総数引受契約を締結されない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
アップルインターナショナル株式会社 管理本部財務経理部	三重県四日市市日永二丁目3番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 四日市支店	三重県四日市市安島1丁目2番25号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
401,580,000	2,060,000	399,520,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額とは第三者割当増資に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用156万円並びに有価証券届出書等の書類作成費用及びその他諸費用50万円であります。

(2)【手取金の使途】

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の中長期的な経営戦略に基づく成長戦略及び新規事業戦略による収益基盤の強化並びに本資本業務提携に基づく割当予定先との協業による業績の拡大を目的とするために用います。

具体的には、以下の各号に定める目的のために主に用いるものといたします。

なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

国内において、いすゞ自動車製中古商用車買取を推進するために、子会社のアップルオートネットワークが展開する国内直営買取店舗の新規出店費用。

タイ輸出子会社設立に伴う投資資金ならびに建設費用。

国内におけるいすゞ自動車製中古商用車の輸出販路拡大及び協働のためにかかる費用

具体的な使途	金額	支出予定時期
国内において、いすゞ自動車製中古商用車買取を推進するために、子会社のアップルオートネットワークが展開する、国内直営買取店舗の新規出店費用	180,000,000円	平成29年6月～平成31年6月
タイ輸出子会社設立に伴う資本金ならびに建設費用	100,000,000円	平成29年6月～平成29年12月
国内におけるいすゞ自動車製中古商用車の輸出販路拡大及び協働のためにかかる費用	119,520,000円	平成29年6月～平成31年6月

(注) 1. 子会社のアップルオートネットワークが展開するフランチャイズチェーンによるいすゞ自動車製中古商用車買取を推進するために、毎年2店舗の新規出店費用として充当いたします。

2. タイ輸出子会社設立に伴う投資資金として60,000,000円、建設費用として40,000,000円を充当いたします。

3. 当社の輸出事業における商用車の世界的な流通網拡大を目的とし、中古商用車の仕入資金89,520,000円、業容拡大のため人員増強を目的とし、新規採用にかかる人件費9,000,000円、中古商用車の流通網拡大を実現するために市場調査費用として、15,000,000円、日本における輸出販売拠点として、東京本社・四日市本社の2本社会体で運営しており、業容拡大のためにかかる運営費用として6,000,000円を充当いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	いすゞ自動車株式会社	
	本店の所在地	東京都品川区南大井6丁目26番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第114期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) 平成28年6月29日 関東財務局長に提出	
		(四半期報告書) 事業年度第115期第1四半期 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日) 平成29年8月8日 関東財務局長に提出	
事業年度第115期第2四半期 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日) 平成28年11月10日 関東財務局長に提出			
		事業年度第115期第3四半期 (自平成28年10月1日 至平成28年12月31日) 平成29年2月10日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係 (注)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	
	人事関係	該当事項なし	
	資金関係	該当事項なし	
	技術又は取引関係	該当事項なし	

(注) 平成29年4月28日現在で記載しております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、経営理念「FORWARD THE FUTURE」のもと絶えず市場の要請を先取りし、グローバルに自動車関連ビジネスを展開しながら、社会生活の改善と向上に寄与することを社会的使命としております。

また、当社グループの中長期的な会社戦略として、平成29年度よりグループスローガン「ビジョナリーカンパニー」(多様な人材の力を成長エンジンに)を掲げ、組織強化を図り、グループ会社とのシナジー効果を前提とし、従来の乗用車に加え商用車の中古車事業のグローバル化並びにIT化に積極的な投資を目指すことといたしました。

当社の中期的な事業戦略として、当社の主要マーケットであるタイをベースに新興国への輸出販売事業に積極的な投資を行い、成長の見込める新規市場を開拓し、諸外国におけるカントリーリスクを分散させ、安定した収益の確保を目指しております。

国内事業における中古車買取および販売の事業戦略といたしましては、車両修理整備事業を含めたフランチャイズチェーン網の強化など当社グループの有する経営資源を利用したバリューチェーン化(購入、買取、販売、アフターサービス、車両修理整備、リース、保険商品などを通じて、自動車関連事業をグループ内で完結させるチェーン)を新たなビジネスモデルとして試行錯誤を繰り返しております。

足元における環境といたしましては、国内事業においてFC加盟店舗数ならびに中古車買取販売台数など順調に増加しております。しかしながら、競合他社における新規出店により、中古車買取の価格競争が激化し、仕入金額の上昇傾向が続いております。

また、当社の主要マーケットであるタイにおいては、当社が、8年前にインターネットを利用した中古車オートオークション会社(アップルオートオークション(タイランド))を合併事業として設立し、現在ではタイでの中古車オートオークション業界において高いシェアを占め、年間7万台を取り扱うまでに成長いたしました。

一方で今回割当を行う、いすゞ自動車は、現中期経営計画において、保有ビジネス(新車販売のみならず、あらゆる付加価値を取り込むビジネス)の強化を掲げ国内及び新興国における中古車事業の展開を進めています。

また、いすゞ自動車はタイ子会社でLCV(ピックアップトラック)を年間20万台以上生産しており、タイでのLCV(ピックアップトラック)生産・販売において高いシェアを占めております。アップルオートオークション(タイランド)ではいすゞ自動車の中古車取扱が近年増加し、また、タイの景気回復に伴う新車販売台数の増加により一層の中古車流通量の拡大が見込まれております。

本資本業務提携の経緯といたしまして、当社が保有する中古乗用車の輸出販路・ノウハウならびに子会社におけるフランチャイズチェーン網等といすゞ自動車保有する中古商用車の査定ノウハウや車両修理整備事業等を補完することで相互に新たな価値を創造することが出来ること、また、当社関連会社のアップルオートオークション(タイランド)を利用した中古商用車流通市場の形成、新興国における二次流通市場の知見を活用し中古商用車のLCV(ピックアップトラック)を新興国に輸出する点で両社とも意見が一致し、協力関係を模索するようになりました。

このような状況の中、今後の成長戦略において資本業務提携を行うことが両社の更なる企業価値の向上につながるとして、当社及びいすゞ自動車は、本資本業務提携を行うことに合意いたしました。

本資本業務提携により、当社は、国内発中古商用車の輸出販路の拡大ならびに車両修理整備事業を含めたバリューチェーン化を推進いたします。

一方でタイにおいては、中古車オートオークション業界において高いシェアを占めているアップルオートオークション(タイランド)を保有していることがアドバンテージとなり、特にいすゞ自動車製LCV(ピックアップトラック)事業における輸出販路拡大の協働が可能となり、タイ発新興国向け中古商用車輸出販売を加速させることが可能となります。

本資本業務提携を締結することにより、両社の経営資源を有効に補完しあうことで新規市場の開拓、両社グループ間のサービス・販売部門等の協力関係において相乗効果が上がれば、当社の更なる企業価値の向上が可能であると考えております。また、当社は、両社グループ間の安定的かつ将来的な協力体制を構築することにより当社の中長期的な発展へ繋がるものと判断したことから、本第三者割当を実施することといたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,380,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である、いすゞ自動車からは、割当する株式の保有方針について、本資本業務提携の下、中期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である、いすゞ自動車が本第三者割当の払込みについて必要な資金を保有している旨の説明を受けており、同社の資金等の状況については、同社の第115期第3四半期(自平成28年10月1日至平成28年12月31日)の四半期連結貸借対照表により十分な現金及び預金が存在することを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるいすゞ自動車は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が同取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」において、反社会的勢力排除に関する方針・行動基準を公表しております。当社は、割当予定先及びこれらの役員ならびに主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価格は、割当予定先であるいすゞ自動車との協議を得て、本第三者割当に係る平成29年4月28日開催の取締役会決議の直前3ヶ月間(平成29年1月28日から平成29年4月27日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である291円(小数点以下四捨五入。以下同じ。)といたしました。本発行価格は、本取締役会決議日の直前営業日(平成29年4月27日)の当社普通株式の終値である297円に対しては2.02%のディスカウント、同直前1ヶ月間(平成29年3月28日から平成29年4月27日まで)に対しては終値の平均値である290円に対しては0.34%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成28年10月28日から平成29年4月27日まで)に対しては終値の平均値である278円に対しては4.68%のプレミアムとなります。

発行価格を直前3ヶ月の当社普通株式の終値の平均値を使用することとしたものは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な相場変動等の特定要因を排除でき、本取締役会決議日の直前営業日の終値に比べて、算定根拠として客観性が高く合理的と判断したためであります。

また、本発行価格については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」の原則に準拠したものであり、会社法第199条3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

更に、本日開催した取締役会に出席した監査役3名(うち、社外監査役2名)は、本第三者割当増資の実施を決議した取締役会決議において、上記発行価格は合理的と考えられる算定根拠により決定され、上記「第三者割当増資の取扱に関する指針」にも準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額または特に有利な条件による発行には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の平成28年12月31日現在の発行済株式総数は12,461,400株(総議決権個数124,599個)であります。本第三者割当の発行予定株式総数は、1,380,000株(議決権個数13,800個)であり、発行済株式総数に対して11.07%(小数点第3位を四捨五入。平成28年12月31日現在の総議決権個数124,599個に対する割合11.08%)の希薄化となります。

また、本第三者割当1,380,000株(議決権個数13,800個)に平成28年2月及び平成29年4月に発行した新株予約権が全て行使されたと仮定した潜在株式510,000株(議決権個数5,100個)を加えた数を発行済株式総数で除した場合は、15.17%(小数点第3位を四捨五入。平成28年12月31日現在の総議決権個数124,599個に対する割合15.17%)の希薄化となります。

しかしながら、本第三者割当を実施することで、本資本業務提携が締結し、国内外において、乗用車に加え商用車、とりわけいすゞ自動車製LCV(ピックアップトラック)及びSUV(派生車)事業における中古車の整備・流通網を拡大させることにより、業績の拡大並びに企業価値の向上を図ることができるものと考えております。

また、本第三者割当は、上記取組みにより当社が一層成長をすることで、中長期的な観点からは、既存株主の利益につながるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
久保 和喜 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	BANGKOK 10110, THAILAND (東京都港区港南2丁目15-1)	4,002,000	32.12%	4,002,000	28.92%
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番 1号			1,380,000	9.97%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	383,200	3.08%	383,200	2.77%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行 決済営業部)	PETERBOROUGH COURT 133FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目 7-1)	350,900	2.82%	350,900	2.54%
内藤 征吾	東京都千代田区	203,000	1.63%	203,000	1.47%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番 1号	185,500	1.49%	185,500	1.34%
大塚 光二郎	東京都江戸川区	159,400	1.28%	159,400	1.15%
内山 慎二	静岡県浜松市北区	127,700	1.03%	127,700	0.92%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	121,700	0.98%	121,700	0.88%
株式会社三四興産	東京都世田谷区成城6丁目33- 19	120,000	0.96%	120,000	0.87%
今 秀信	奈良県奈良市	100,000	0.80%	100,000	0.72%
計		5,753,400	46.18%	7,133,400	51.54%

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年12月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年12月31日現在の発行済株式総数及び議決権数に、本第三者割当により増加する発行予定株式数1,380,000株(議決権数13,800個)を加えた数で除して算出した割合です。

3 上記の割合は、小数点第3位を四捨五入して記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の第22期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出以降、本有価証券届出書提出日（平成29年4月28日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年4月28日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第22期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年4月28日）までの間において、以下の臨時報告書を平成29年3月28日に東海財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

1 [提出理由]

平成29年3月24日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

資本金の額の4,816,489,338円のうち694,835,956円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金を4,121,653,382円とする。

第2号議案 剰余金の処分の件

イ．減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 694,835,956円

ロ．増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 694,835,956円

ハ．効力発生日

平成29年5月1日

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、久保和喜、小林正示、清水茂記、長塚秀明、春井勝匡、加藤一夫及び西田宜正を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、森本徹及び三宅泰司を選任する。

第5号議案 取締役報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額2億円以内に改定する。

なお、社外取締役は50百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 資本金の額の減少の件	51,187	354	-	(注)2	可決 96.49
第2号議案 剰余金の処分の件	51,161	380	-	(注)1	可決 96.44
第3号議案 取締役7名選任の件					
久保 和喜	51,114	427	-	(注)3	可決 96.36
小林 正示	51,130	411	-		可決 96.39
清水 茂記	51,125	416	-		可決 96.38
長塚 秀明	51,125	416	-		可決 96.38
春井 勝匡	51,125	416	-		可決 96.38
加藤 一夫	51,126	415	-		可決 96.38
西田 宜正	51,128	413	-		可決 96.38
第4号議案 補欠監査役2名選任の件					
森本 徹	51,124	417	-	(注)3	可決 96.37
三宅 泰司	51,033	508	-		可決 96.20
第5号議案 取締役報酬額改定の件	50,739	802	-	(注)1	可決 95.65

(注)1．出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月24日 東海財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月24日

アップルインターナショナル株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中 大丸 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石渡 裕一郎 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアップルインターナショナル株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アップルインターナショナル株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アップルインターナショナル株式会社の平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アップルインターナショナル株式会社が平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月24日

アップルインターナショナル株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中 大丸 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石渡 裕一朗 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアップルインターナショナル株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アップルインターナショナル株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。